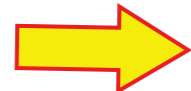
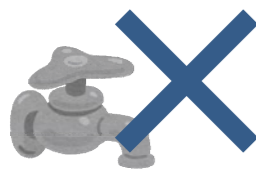


現在許可を取得されている施設の方へ～手洗い設備の施設基準が変更になります！～

現行の施設基準：  
取っ手に指が触れる構造

改正後の施設基準：  
洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造



レバー式



センサー式

- ※ 以下の業種については、営業の届出は不要です。
- ① 食品又は添加物の輸入業
  - ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（冷凍・冷蔵倉庫業を除く）
  - ③ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗等食品衛生上の危害発生の恐れのない包装食品の販売
  - ④ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
  - ⑤ 器具容器包装の輸入又は販売業
- このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供20食数程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調整等）についても、営業届出は不要です。